

市民活動団体からの協働事業提案制度
のガイドライン

平成19年2月
(令和5年2月改定)

名 取 市

(目 的)

少子高齢化の進行や環境問題の深刻化など社会的な問題が多岐にわたる中で、行政は多様化した市民ニーズに応じていく必要があります。しかしながら価値観や生活様式が多様化する現在、公平性、平等性を原則とした行政サービスだけではすべての市民ニーズに応えることは極めて困難な状況にあります。

一方、市民活動団体等は、行政にはない柔軟性、先駆性、専門性といった特性を備えており、様々な課題にきめ細かく対応し、地域の活性化に大きな役割を果たしています。また、地方分権の流れの中で、地域の課題は地域で解決していくことが求められ「市民活動団体等と行政が、相互に対等な関係のもと、それぞれの役割と責任を明確にし、地域の公共的課題の解決に向けて協力していく」という協働は大きな時代の潮流となっています。

そうしたことから、行政課題や地域の公共的課題の解決を目指し、市民活動団体等が持つ特性を生かした優れた提案を取り入れ、多様化する市民ニーズに応え、公共サービスの向上を図ることを目的とした協働のまちづくりに取り組むため、本ガイドラインを定めるものです。

1. 協働提案事業について

市民活動団体等と市がお互いの強みを生かし、役割を果たしながら「連携・協働」し、地域の公共的課題の解決を目指すまちづくり事業です。

解決に向けて、市民活動団体等が持つ先駆性、専門性、ノウハウなどの特性を生かした優れた提案を取り入れることで、多様化する市民ニーズに応え、公共サービスの向上につなげる協働のまちづくりに取り組んでいきます。

なお、募集方法については、広報紙、ホームページなどで広く周知に努めることとし、提案の相談会や説明会は、市窓口で随時対応していきます。

※参考 協働提案事業 募集の種類（令和4年12月現在）

協働提案事業の募集の種類については、市民活動団体からの意見や応募数の状況、また時代の潮流にもあわせて、随時内容を検討していきます。

- ア 担い手育成型：団体発足後、概ね5年未満の団体のうち1年以上の活動実績のある団体が対象。活動の本格化に弾みをつける入門編。
- イ 市民提案型：市民活動団体等が解決を目指す地域の公共的課題について、市民活動団体等が自らテーマを設定し、提案する事業。
- ウ 行政提案型：市が解決を目指す行政課題に関するテーマに基づき、市民活動団体等が提案する事業。

2. 応募資格

応募資格は、次の要件を全て満たす市民活動団体とします。また、町内会や自治会、サークル等も、その活動内容が市民活動に該当する場合は応募できることとします。

- ①名取市内に事務所のある団体又は名取市内で活動している団体
- ②代表者や運営方法を規約又は会則で定めている団体
- ③自発性・自主性・自立性に基づくミッション（社会的使命）や公益的目的を持った活動をする団体
- ④政治、宗教、選挙活動に関わらない団体
- ⑤営利を目的としない団体
- ⑥予算・決算を的確に行っている団体
- ⑦提案事業を遂行できる能力を有する団体
- ⑧次の⑦～⑫を全て満たす団体
 - ⑦破産者で復権を得ない者でない団体
 - ⑧地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により名取市における一般競争入札等の参加を制限されていない団体
 - ⑨税を滞納していない団体
 - ⑩暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下でない団体
- ⑨団体発足後間もない団体（概ね5年）※担い手育成型のみ
- ⑩これまで名取市協働提案事業（市民提案型・行政提案型）の採択を受けていない団体※担い手育成型のみ

3. 提案の対象事業等

（1）対象となる事業

事業の実施は単年度とします。事業の分野は、特定非営利活動促進法第2条の別表に掲げる20分野とし、次の基本要件を全て備えた事業とします。応募件数は実施年度につき1団体1事業までとします。また、既に行われている市の事務事業についても提案できます。

- ①市内で行う公益的・社会貢献的な事業であって、提案団体と市が協働して取り組むことにより、行政課題や地域の公共的課題の解決が図られる事業
- ②市民満足度が高まり、具体的な成果や効果が期待できる事業

③協働で実施することにより相乗効果が高まる事業

④事業計画や予算の見積もりが適正である事業

(2) 対象外となる事業

①営利を目的としたもの

②特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

③政治、宗教、選挙活動に関わるもの

④施設等の建設や整備を目的とするもの

⑤町内会等の交流行事等の親睦的なイベント

⑥担い手育成型について、過去に2回以上採択・実施している団体の提案事業

※国や他の自治体及び名取市が実施している制度による助成を受けている経費は対象外となります。

※参考 特定非営利活動促進法第2条の別表に掲げる20分野

1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

2) 社会教育の推進を図る活動

3) まちづくりの推進を図る活動

4) 観光の振興を図る活動

5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

7) 環境の保全を図る活動

8) 災害救援活動

9) 地域安全活動

10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

11) 国際協力の活動

12) 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動

13) 子どもの健全育成を図る活動

14) 情報化社会の発展を図る活動

15) 科学技術の振興を図る活動

16) 経済活動の活性化を図る活動

17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

18) 消費者の保護を図る活動

19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(3) 協働の形態

協働にはいくつかの形態がありますが、名取市協働提案事業では①委託事業、②補助事業、③共催事業を対象とします。また、協働の形態は市民活動団体と市が協議・検討を行います。最終的には名取市協働事業審査会で決定します。

① 委 託

【概要】

本来行政が行うべき事業を、その性質や内容から事業の有効性や効率性が向上するなど行政にはない優れた特性を生かせる場合において、その事業の実施を市民活動団体に委ねる形態です。

【期待できる効果】

- ・市民活動団体の専門的な知識や技術を生かすことができる
- ・市民ニーズにあった、きめ細かい事業が効果的に実施できる
- ・多様化する市民ニーズに適切に応えられる

② 補 助

【概要】

市民活動団体が主体的に行う公益性の高い事業などに対し、その事業を育成・助長するために市が資金面で協力する形態です。

※担い手育成型は補助で事業実施します。

【期待できる効果】

- ・新たな課題に対しても柔軟で創造的な取り組みが期待できる
- ・個別的で多様なサービスの提供が可能になる

③ 共 催

【概要】

市民活動団体と行政が共に主催者となって共同で一つの事業の企画や運営実施にあたる協働の形態です。

【期待できる効果】

- ・市民活動団体の専門的な知識や技術を生かすことができる
- ・市民活動団体、行政それぞれのネットワークが相互に活用できる
- ・課題を共有することにより効果的な事業実施が可能
- ・双方の特性や得意分野を生かすことで相乗効果が期待できる

(4) 事業規模

協働事業において市が支出する事業経費、補助対象経費などは募集要項に定めます。

4. 提案事業審査等

提案された事業は事務局で取り纏め、提案団体及び提案団体が協働を希望す

る課と協働が可能か調整・協議した上で書類審査を行います。書類審査を通過した提案は、名取市協働事業審査会（学識経験者、市職員、市民等で構成）が審査の視点に基づき審査を行います。なお、審査に際しては提案団体によるプレゼンテーションを実施することもできます。

5. 審査の視点

審査においては、次の視点に立って協働が可能かどうか検討します。

- ①市民活動団体と市が実施する事業としてふさわしいもの
- ②市民活動団体の特性を生かしサービスを充実できるもの
- ③市民ニーズがあり実現性が高いもの
- ④費用の妥当性があり市民活動団体が実施可能なもの
- ⑤協働することによりメリットが大きいもの

※審査の結果、採択金額の総額が予算額を超過し、かつ提案事業に対する評価が同等の場合は、新たに提案があった事業を優先して採択することがあります。

6. 結果の公表

名取市協働事業審査会の審査結果は、市長に報告します。市長が採択について決定した後、提案団体へ審査結果の通知をし、採択団体をホームページ等で公表します。

7. 事業の実施

①市民提案型・行政提案型

採択された事業は、予算編成・市議会の予算案可決により事業費が確定されます。並行して、例年2月頃に提案団体、協働する課、事務局で事業内容や実施スケジュール等について調整・協議を行います。事業実施年度の4月以降に契約等を締結し事業を実施します。

②担い手育成型

採択された事業は、提案団体、協働する課、事務局で事業内容や実施スケジュール等について確認を行います。補助金の手続の上、事業を実施します。

8. 協働事業の成果報告について

事業実施団体は、事業完了後に成果を報告します。あわせて市民活動団体の立場で事業の評価を行います。協働した課は行政の立場で事業の評価を行います。名取市協働事業審査会は、成果報告と各評価をもとに、事業の成果を評価します。

9. 評価の視点

実施した事業は次の視点により評価します。

- ①市民活動団体と市が協働で実施したことで相乗効果が図れたか
(事業の協働適合性、協働の必要性)
- ②市民活動団体の持つ特性を發揮し、住民サービスに繋がったか
(発展性、市民満足度)
- ③市民ニーズに対し、具体的な課題を持った取り組みを実現することができたか
(地域・社会的課題性、実現・具体性)
- ④事業が適正に行われ、市民活動団体が実施することで予算執行の妥当性はあったか
(事業費の適正性、予算執行の妥当性、事業遂行能力)
- ⑤協働事業として初期の目的を達成し、事業を滞りなく完了することができたか
(協働による効果・利点)
- ⑥協働の形態(委託・補助・共催)は適切だったか

10. 協働提案事業完了後の取り組みについて

協働提案事業完了後の進め方については、事業実施団体、協働する課、事務局において今後の事業展開について検討を行います。

取り組みの成果や市の状況等を踏まえて、協働する課にて予算化を行うことや、予算化には至らないものの引き続き連携等を行うなどが考えられます。

11. 市民活動支援センターの利用促進

市は、協働提案事業を実施又は検討する市民活動団体に対して、市民公益活動を総合的に促進する目的で設置する名取市市民活動支援センターの周知及び利用の促進を図ります。

12. 協働提案事業に関する情報公開の推進

市民活動の支援・促進については、公平であり常に開かれたものでなくてはなりません。施策の実施については、客観性・透明性の確保に努め、公平・平等に取り組むとともに、情報公開の推進に努めます。